

特定行為研修派遣助成事業の概要

1 目的

患者の状態にふさわしい、より良質な医療提供体制の構築を図るため、急性期医療から在宅医療等を支えていく特定行為研修を修了した看護師の育成支援を行う。

2 対象

病院及び訪問看護事業所

3 財源

地域医療介護総合確保基金

4 内容

基準額、総事業費から寄付金その他収入額を差し引いた額、対象経費の実支出額を比較し、最も少ない額に補助率1/2を乗じて得た額を補助

<基準額>

1人当たり700,000円

<対象経費>

病院及び訪問看護事業所が負担する受講料（入学金、授業料、実習費）
ただし、入学検定料を含まない。

<対象となる研修>

厚生労働省が指定した研修機関で実施する特定行為研修
ただし、当該年度に開始し、当該年度中に終了するものに限る。